

(令和8年3月末時点)

大阪府広域緊急交通路 路線別要安全確認計画記載建築物集計表

【大阪府が所管行政庁となる区域】 (報告期限が令和4年9月30日までの建築物)

【単位：棟】

路線名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性 ※			未報告	計
	I	II	III (除却含む)		
① 国道1号	0	0	0	0	0
② 国道2号	0	0	0	0	0
③ 国道25号	0	0	4	0	4
④ 国道26号	3	0	1	0	4
⑤ 国道43号	0	0	0	0	0
⑥ 国道163号	0	0	0	0	0
⑦ 国道170号	0	0	0	0	0
⑧ 国道171号	0	0	0	0	0
⑨ 国道176号	0	0	0	0	0
⑩ 国道308号	0	0	0	0	0
⑪ 国道310号	2	1	3	0	6
⑫ 国道423号	0	0	0	0	0
⑬ 大阪高槻京都線 (府道14号)	0	0	0	0	0
⑭ 大阪池田線 (府道10号)	0	0	0	0	0
⑮ 京都守口線 (府道13号)	0	0	0	0	0
⑯ 大阪生駒線 (府道8号)	3	3	6	0	12
⑰ 大阪市道築港深江線 (中央大通)	0	0	0	0	0
⑱ 大阪中央環状線 (府道2号)	0	0	1	0	1
⑲ 大阪和泉泉南線 (府道30号)	0	0	0	0	0
⑳ 大阪市道福島桜島線 (北港通)	0	0	0	0	0
㉑ 国道309号	0	0	0	0	0
㉒ 国道371号	1	0	1	0	2
計	9	4	16	0	29

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。  
いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

- I. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。